

第15回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和2年8月25日(火)

開催場所 菖蒲総合支所4階第1集会室

開会時刻 午前10時30分

閉会時刻 午前11時27分

第15回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第60号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第61号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

議案第62号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第65号 農地法第3条の規定による農地転用届出について

報告第66号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第67号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第68号 農地法第3条の規定による許可申請取下願について

報告第69号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第70号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
2 番	杉 田 孝 行 君	3 番	吉 岡 憲 一 君
4 番	稲 生 裕 君	5 番	籠 宮 博 君
6 番	原 田 典 男 君	7 番	蔵 口 哲 夫 君
8 番	川 鍋 優 君	9 番	井 野 重 明 君
10 番	早 野 公 夫 君	11 番	長 谷 川 勲 君
12 番	岡 田 武 君	13 番	木 村 実 君
14 番	塚 越 賢 二 君	15 番	横 田 義 明 君
16 番	鈴 木 好 雄 君	17 番	渡 辺 敏 男 君

欠席委員 1名

1 番 矢 野 学 君

推進委員

久喜 7 小 林 重 男 君

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	副主幹係長	大 内 康 範
担当主査	長 谷 川 智 子	主 任	黒 須 一 宏

午前10時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、改めましてこんにちは。第15回農業委員会総会を始めさせていただきます。

ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は矢野委員さんから欠席との連絡をいただいていますので、ご報告させていただきます。

それでは、初めに岩崎会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。12番、岡田委員さん、13番、木村実委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしく願います。

○事務局長（榎本浩二君） それでは、資料の3ページを御覧いただきたいと思います。前回の委員会から本委員会までの経過について、1件ご報告させていただきます。

去る7月31日に農業委員会主催の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を開催し、42名の委員さんにご出席をいただきました。研修では、埼玉県農業会議職員から農業者年金に関する講習を受講するとともに、「農業委員としての活動報告について」と題して、木村委員からこれまでの活動状況の報告をいただきました。木村委員にはお世話になりました。ありがとうございました。

また、当日は研修に引き続き、今年度の農地パトロールの実施について事務局からご説明をさせていただきました。委員の皆様には、時節柄新型コロナウイルス対策はもとより熱中症対策にも十分ご配慮いただきまして、パトロールにご協力いただければというふうに思っております。どうぞよろしく願います。

報告は以上です。

○会長（岩崎長一君） ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告につきまして、ご質問がございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 続きまして、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等がございましたらご報告願います。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、質問を打ち切ります。

◎議案第58号

○会長（岩崎長一君） 日程の第5、議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、3条についてご説明させていただきます。

議案書の5ページ御覧いただければと思います。まず初めが、申請書番号203301番、譲受人、譲渡人とも佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、873平米でございます。権利の内容につきま

しては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲を63アール、野菜を4アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、野菜及び果樹の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号が203303番、譲受人、譲渡人とも河原代在住の方となっております。土地の表示につきましては、河原代地内の田1筆、畑1筆、合計841平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲を123アール、野菜を23アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稲の作付を予定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの2件の説明に関連をして、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

籠宮委員。

○5番（籠宮 博君） それでは、説明させていただきます。申請書番号203301でございます。20日の午後から鷺宮地区の吉岡委員さんと現地確認いたしました。申請地は、久喜市栗橋西小学校から西へ約500メートルに位置し、現況は野菜作付で管理も良好です。譲受人の方は、現在農業を執り行っており、機械もそろっており、特に問題はないと思います。

続きまして、203303、これも同じく鷺宮地区、吉岡委員さんと8月20日に確認しました。東武南栗橋駅から南東へ約1キロメートルに位置し、現況は稲作で管理されています。譲受人の方は、現在農業を営み農機具も一式そろっておりますので、特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの農業委員さんからの調査報告につきましてご質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしとの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第59号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただきます。

議案書の7ページ御覧いただければと思います。まず初めに、申請書番号が201513番、譲受人は東京都に本店を置き、昭和16年から建設業等を行っている法人でございます。譲渡人につきましては、上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の田1筆519平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります高速道路に係る橋脚等の耐震補強工事に伴う作業ヤード及び仮設道路設営の一時転用でございまして、転用期間は9か月間となっております。農地の区分につきましては、農用地区域でございまして、橋脚工事のための一時的な利用に供するための転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして許可の例外が適用されるものでございます。譲受人であります法人は、現在NE X C O東日本から申請地付近にあります東北自動車道に架かっております六万部橋の耐震補強工事を実施しておりまして、工事に当たり使用する重機の作業スペースや車両が入り出すためのスペースが必要となることから、当該申請地を一時的に使用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号202510番、譲受人、譲渡人とも菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑1筆499平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在申請地に近い賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから将来のことを考え、実家の隣地であり、譲渡人であります父親の所有する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社福井銀行からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、202511番は、先ほど説明させていただいたとおりの理由でございます。

続きまして、申請書番号203501番、譲受人は東京都西東京市に本社を置きまして、昭和56年から不動産売買等を行っている法人でございます。譲受人につきましては、横浜市在住の方外1名となっております。土地の表示につきましては、松永地内の田2筆、合計892平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や公共施設からも比較的近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。

資料の6にございますとおり、2棟の建売住宅を販売する予定となっております。区画の面積は全て300平米以上となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号203504番、譲受人は、高柳に事務所を置き、平成7年から自動車修理業等を行っている法人となります。譲渡人は、同じく高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆418平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場兼駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、当該申請地付近において自動車修理業を営んでおりますが、近年、市内に新たな整備工場を増築し、業務量が増加したことから、従業員の駐車スペースや修理を依頼された車の駐車スペースが不足していたことから、新たな適地を探していたところ、譲受人代表者の自宅兼既存の資材置場の隣地であります当該申請地の所有者から承が得られたことから、現在の修理工場から近い当該申請地を新たな資材置場兼駐車場とすることを計画し、今回の申請

に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの4件の説明につきまして、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（杉田孝行君） 2番、杉田です。8月22日に原田委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号201513、申請地は、資料3、緑風館から北へ約1,000メートルほどに位置しており、周囲は、北側は田、東側は市道、南側は田、西側は市道となっております。被害防除につきましては、周囲に仮囲いして、雨水が隣接農地に流出しないよう素掘り側溝を設置するため、被害を及ぼすことはないと思われま。

以上1案件につきまして、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

○会長（岩崎長一君） 長谷川委員。

○11番（長谷川 勲君） 11番、長谷川です。

それでは、報告いたします。8月22日、17番、渡辺委員さんと現地調査を行いましたので、報告します。

申請書番号202510番です。申請地は、菖蒲総合支所から東へ1,200メートルぐらいの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が宅地、南側が市道、西が農地となっております。被害防除については、マウントアップになっており、また排水についても合併浄化槽を設置し、道路側溝に接続することとなっております。周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上の案件については、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） どうぞ。

○5番（籠宮 博君） 続きまして、申請番号203501、8月20日午後、鷲宮地区の吉岡委員さんと現地確認いたしました。現地は、JA栗橋支所から西へ約1キロ、JRの西側です。北側は公衆用道路及び水路、南側が市道、西側が造成中、東側が造成中です。ここは両サイドが宅地造成をしております、その間に残された土地を埋め立てて住宅を造るということでございます。周りが全て造成中であり、今回の許可に対して特に問題はないと思われま。また、排水路も都市排水路第1号幹線排水路が完備されていますので心配はないと思われま。以上です。

続きまして、申請書番号203504、これも同じく吉岡委員さんと8月20日に確認しております。場所は、栗橋西小学校より西へ800メートルぐらいに位置し、国道125号線に面しております。北側はブロック塀、南側は市道、東側は畑、西側は宅地、敷地内は碎石を敷いて駐車場として利用する予定であります。東側畑との境界は、ブロックを設置し、排水が東側敷地内に流れないようにし、雨水などは自然浸透処理をするということでございます。東側は市有地なので周りの人に迷惑もかからず、特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま3人から4件の調査報告ございました。

質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切らせていただきます。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第60号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第60号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局より説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、議案書の11ページを御覧いただければと思います。今月は3件の申出を受けておりまして、うち新規案件は2件でございます。

それでは、新規案件についてのみご説明させていただきます。まず初めが、申請書番号、菖の57番でございます。利用権を設定する農地は、菖蒲町三箇地内の田1筆907平米でございます。借手は、菖蒲町三箇在住の方、貸手は白岡市在住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖58番、利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の田1筆991米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町小林在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は貸借権設定で、水稻作付10年間を予定しているものでございます。賃借料については、反当7,000円となっております。

以上が今月の新規案件の説明でございまして、今月の利用権設定面積は、新規、再設定合わせまして、全体で9筆、面積が6,780平米でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただいておりますが、今月の新規案件になります菖蒲57番の借手につきましては、事務局よりお願いいたします。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、菖の57番についてご説明させていただきます。

借手の方につきましては、現在水稻及び野菜を合計で743アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、こちらの借手の方につきましては、先月の総会におきましての新規案件でありまして、その際、担当地区の青木豊推進委員さんから説明をいただいております。そのときもありましたが、農機具なども十分そろっておりまして、地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されているとの報告を受けておりまして、現在も状況は変わっていないとの報告を青木豊推進委員さんより受けております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

なお、菖58番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けでございまして、説明は省略いたします。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問がございますればお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第61号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第61号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、議案書の13ページ御覧いただければと思います。菖の5番、設定を受ける農地は、菖蒲町菖蒲地内の田1筆911平米でございまして、先ほど菖の58番として諮らせていただいた案件でございまして、借手の方につきましては、現在水稲及び野菜を合計で615アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する利用権は賃貸借権の設定で、水稲作付10年間を予定しております。賃借料につきましては、反当7,000円となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして質問がございますればお受けいたします。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、菖5番の採決に入ります。

原案に対し異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 菖5番については、全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第62号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第62号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、議案書の15ページを御覧いただければと思います。今月の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が1件提出されておりますので、ご説明させていただきます。

内容につきましては、市が市街化区域内の農地で一定の条件に該当する区域を生産緑地として定めたものにつきまして、生産緑地の指定を解除する条件の一つであります、主たる従事者が死亡したときに該当するものとして、所有者の親族に対しまして買取りの申出をしたものでございます。この申出に対しまして農業委員会では、亡くなった方が農業の主たる従事者であったかということの証明を求められているものでございます。具体的には議案書の主たる従事者の欄に記載されている方が、生前農業の主たる従事者であったかどうかの確認をしていただければということでございます。直近では平成30年、同様の案件の議案ございまして、その際は地元の農業委員さんなり推進委員さんから、代表者の方が農業の主たる従事者であったことの報告をいただいております。

それでは、議案書に記載されている個別の案件につきまして説明をさせていただきます。番号1番になります。土地の表示につきましては、青毛2丁目地内の畑2筆、合計1,793平米でございます。主たる従事者は、同じく青毛2丁目にお住まいであった方、申出者は、同じく青毛2丁目にお住まいの方となっております。主たる従事者と申出者の関係につきましては、相続人、子となっております。買取り申出の生じた日及び理由につきましては、令和2年5月14日に主たる従事者が死亡したことによるものでございます。

それでは、この1案件につきましてご審議をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、主たる従事者の生前の農業従事状況につきまして、久喜7地区の小林推進委員さんより報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○久喜7（小林重男君） 農地の置かれた状況は、青毛区画整理組合の整理内の農地であり、この生産緑地を申請した方は通常の農業をやっておりましたが、その息子さんは定年まで会社勤めしていたそうです。それで、会社辞めてあまり農業のことよく分からないと言っていましたけれども、それで市街化区域内の一般農地に戻したいということで、今回こういう申請をしたと本人は言っていました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） よろしければ、それでは採決に入ります。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、まず初めは議案書17ページ御覧いただければと思います。農地法第3条の規定による届出についてでございます。こちらにつきましては、農地中間管理機構が農業委員会に届け出まして、農地売買等事業するものとなっております。今月は1件の届出を受けておりまして、農地の権利を取得するものとなっております。

続きまして、議案書の19ページでございます。農地法第4条の届出でございます。今月は1件の届出を受理しておりまして、市街化の区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の21ページ及び22ページでございます。農地法第5条の届出でございます。今月は6件の農地法第5条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の24ページでございます。こちらにつきましては、農地法第3条の許可申請取下についてでございます。今月は取下願が1件提出されてございます。こちらにつきましては、農地法第3条許可申請が提出されてございますが、申請受理後に申請者の耕作面積が農地法の条件であります5反を満たしていないことが判明したため、取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の26ページでございます。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は1件の届

出を受理しております、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の28ページ及び29ページでございます。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は4件の合意解約に係る通知が提出されてございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ただいま65号から70号までの報告の説明がございました。

全体を通じまして何かご質問等ございましたらお受けします。

どうぞ。

○15番（横田義明君） 15番、横田です。28ページ、29ページですけれども、久喜の1と栗橋の1は分かるのですけれども、栗橋の2番と3番、同じ番地を貸主と借主を入れ替えてやっていますけれども、どうしてこれ同じ番地を入れ替えてやる必要があるのかなというのがちょっと疑問なのですけれども、その点教えていただきたいと思います。

○副主幹係長（大内康範君） これは同じ地番なのですけれども、別々の案件でして、これ見て分かるように農林公社、農地中間管理機構の案件となります。農地中間管理機構を通してご自身が借りたというやり方の貸借を設定して、それで最終的にこの農地を売りたいとなって解約したわけです。そうすると、こういった形で2件、同じ地番で発生するという事です。この農地中間管理機構を通すと、例えばAさんから農林公社に貸したのと、農林公社から今回の場合はAさんが借りているので、Aさんということで、1つの最終的な貸し借りについて2件の合意解約が出てきた。通常であれば例えばAさんが農林公社に貸したものを、このBさんが農林公社から借りているのであれば、AさんとBさんの2つ、別々の借主というか、という形が出るのですけれども、今回は、最近よくあると思うのですけれども、一旦農林公社を通して、また自分が借りるという案件が解約でしたので、こういった形になりました。

○15番（横田義明君） 分かりました。

○会長（岩崎長一君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、打ち切らせていただきます。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） 次に進ませていただきますが、それでは日程の8番、協議事項に入ります。

今月は農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がございまして。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、本日お配りしました資料あると思うのですが、農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）と書かれたものを御覧いただければと思います。皆さんお分かりかとは思いますが、こちらにつきましては、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。

資料1枚目の裏面にございますとおり、今月は加須市在住の1名の方から改善計画が提出されてございます。それ以降、2枚目以降ですね、資料にございますとおり、現在の作付面積は1,000アールでございまして、目標とする営農類型は水稲と麦によります複合経営でございまして。農地の区画整理や水稲と麦の交互作付などの効率化などによりまして、最終的には作付面積を3,500アールまで拡大し、所得についても増加を見込んだ計画となっております。また、申請者の方につきましては加須市在住のため、加須市の農業委員会に経営状況を確認したところ、現在1,000アール、つまり10ヘクタールですね、そのうち約6ヘクタールを加須市で耕作しております、全て適正に管理されているということでございます。年齢は61歳でございまして、後継者の方もいらっしゃるということでございます。本市にお

いても耕作面積を拡大するなど営農意欲が高く、地域の中心となる担い手と考えられることから、支障のない内容と考えております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

何かご質問ありますか。

○会長代理（木村信一君） 加須市在住の方が、久喜市の農業委員会にこういう許可をするということですか。

○副主幹係長（大内康範君） 今年の4月から制度が変わりまして、今までであれば、同じような制度はあったと思うのですが、加須市在住の方が、例えば久喜市とか白岡市で認定農業者の認定を受けたいという場合は、個々に申請をしていただいたりしていたのですね。多分今までも白岡在住の方とか、もしかしたらあったかもしれないのですが、4月からは例えば自分の居住する市だけでなく、他市にまたがって認定農業者の認定を受けたい場合は、埼玉県に申請していただいて、それが県から事例としての農業振興課において同じように久喜市と加須市、今回の場合は加須と久喜で受けたいということらしいので、加須と久喜で、久喜に県から照会が来て、うちのほうに農業委員会の意見を求めるということで来たので、加須市の方なのですけれども、久喜市の認定農業者としての認定を受けたいということで今回諮ってございます。

○会長代理（木村信一君） 分かりました。

○会長（岩崎長一君） 長谷川委員。

○11番（長谷川 勲君） 11番、長谷川です。今とちょっと同じなのですが、経営面積からいくと加須のほうが7割ぐらいあるので、どうしてそれが久喜になってしまうのでしょうか。加須のほうが7割ぐらいあるのですけれども、両方認定取るとのこと。

○副主幹係長（大内康範君） そうですね、両方取ります。

○11番（長谷川 勲君） 両方取るとのこと。

○副主幹係長（大内康範君） はい。

○11番（長谷川 勲君） 分かりました。

○会長（岩崎長一君） 木村委員。

○13番（木村 実君） 13番、木村です。認定農業者を2つの市なり複数の市から取るということの一番のメリットは何でしょう。

○副主幹係長（大内康範君） これは私のほうが勉強不足で申し訳ないのですが、確認して後でご連絡させていただきます。ただ、この方については、農業とは別に法人を持っておりまして、鷲宮地区に事務所あるのですが、農地改良とか色々やっている方でございます。久喜に近いとか、うちのほうでも貸し借りをやっている方でございます。なので、メリットというのはちょっと今お答えできないのですが、久喜市でも認定農業者となっております。今かなり借りているので、とるということに至ったとは思いますが。この内容については、また確認します。

○会長（岩崎長一君） 杉田委員。

○2番（杉田孝行君） 農業者の年間所得が、先ほど数百万円と言われましたけれども、この金額だと大分少ないのではないかという気がするんですけど。

○副主幹係長（大内康範君） この金額については、今までの認定農業者の説明でもいろいろとご指摘いただいたと思います。この560万と目標のほうにあると思うのですが、これがいわゆる認定農業者を受けるための計画の基準の金額です。実際に認定している農業振興課のほうは、例えばこの水稻なり小麦の面積を入れると、それが幾らにな

るかという形で出てくるシミュレーションのようなシートがありまして、それに基づいて最低この560万というラインがあるので、それに合わせて設定していると。もちろんそれ以上になれば一番いいのでしょうけれども、特にこの方については、先ほどもちょっと説明させていただいたように、本業がもしかしたら農業ではなくて、建設関係の事務所がメインなのかもしれないので、兼業ということでちょっと金額が少なくなっているということかもしれないです。

以上です。

○会長（岩崎長一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、打ち切らせていただきます。

それでは、加須市在住の農業者の方から提出をされました農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと存じます。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第10、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎閉会の宣告 午前11時27分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和2年8月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 岡 田 武

署 名 委 員 木 村 実